

**税のお知らせ**

**家屋を取り壊したときは届出が必要です**

住宅や倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊したときは、手続き(届出)が必要です。

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されますので、家屋を取り壊した翌年度から課税されなくなります。

**未登記家屋を取り壊した場合**

未登記家屋を取り壊したときは、税務住民課に「家屋滅失届」を提出してください。忘れてしまうと、取り壊した家屋分を課税してしまう場合があります。また、売買等により所有者が異動した場合は、「未登記家屋名義変更届」を提出してください。

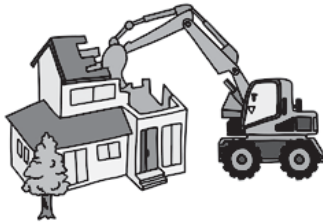
**登記家屋を壊した場合**

登記済家屋を取り壊したときは、法務局で「滅失登記」をしてください

い。登記されている不動産は、登記簿上の所有者に課税することになっていきますので、売買等により所有者が異動した場合は、速やかに所有権移転登記を行ってください。

※法務局に登記されている家屋は、滅失登記をしない限り残ったままとなりますのでご注意ください。

■お問い合わせ  
税務住民課  
☎4-2511  
内線113  
☆4-251103  
旭川地方法務局名寄支局  
☎01654-2-2157



**お知らせ**

**令和3年ふるさと成人式を開催します**

20歳の成人をお祝いする「ふるさと成人式」を令和3年1月9日(土)にバスターミナル合同センターで開催します。

対象者は平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかの事項に該当する人です。

- 下川町に住民登録している人
- 親または兄弟が町内に住んでいる人
- 下川町に住んでいたことがある人

出席を希望する人は、12月3日(木)までに教育委員会へご連絡ください。

■お問い合わせ

教育委員会  
生涯学習グループ  
☎4-2511内線516  
☆4-251111

**お知らせ**



**令和2年度町民懇談会を開催します**

町では、町民の皆さまとの懇談を通じて、安全・安心な住みよいまちづくりを目指し、下記の日程で町民懇談会を開催いたしますので、皆さまのご参加をよろしくお願いいたします。

■お問い合わせ

税務住民課  
住民生活グループ  
☎4-2511内線112  
☆4-251103

開催日	時間	開催場所	主たる公区
11月17日(火)	13:30~	緑町・三和会館	二の橋・三和・班溪
11月19日(木)	10:00~	総合福祉センターハピネス大広間	夜の時間帯に参加が難しい方
	19:00~	総合福祉センターハピネス大広間	旭町・緑町・共栄町・末広町・新町・北町・錦町・幸町・元町・中成北・中成南
11月20日(金)	13:30~	農村活性化センターおうる多目的ホール	上名寄第1・上名寄第2・上名寄第3
	19:00~	一の橋コミュニティセンター大ホール	一の橋